

**バスケットボール
競技規則
第4条4-4
その他の身につけるもの
具体例**

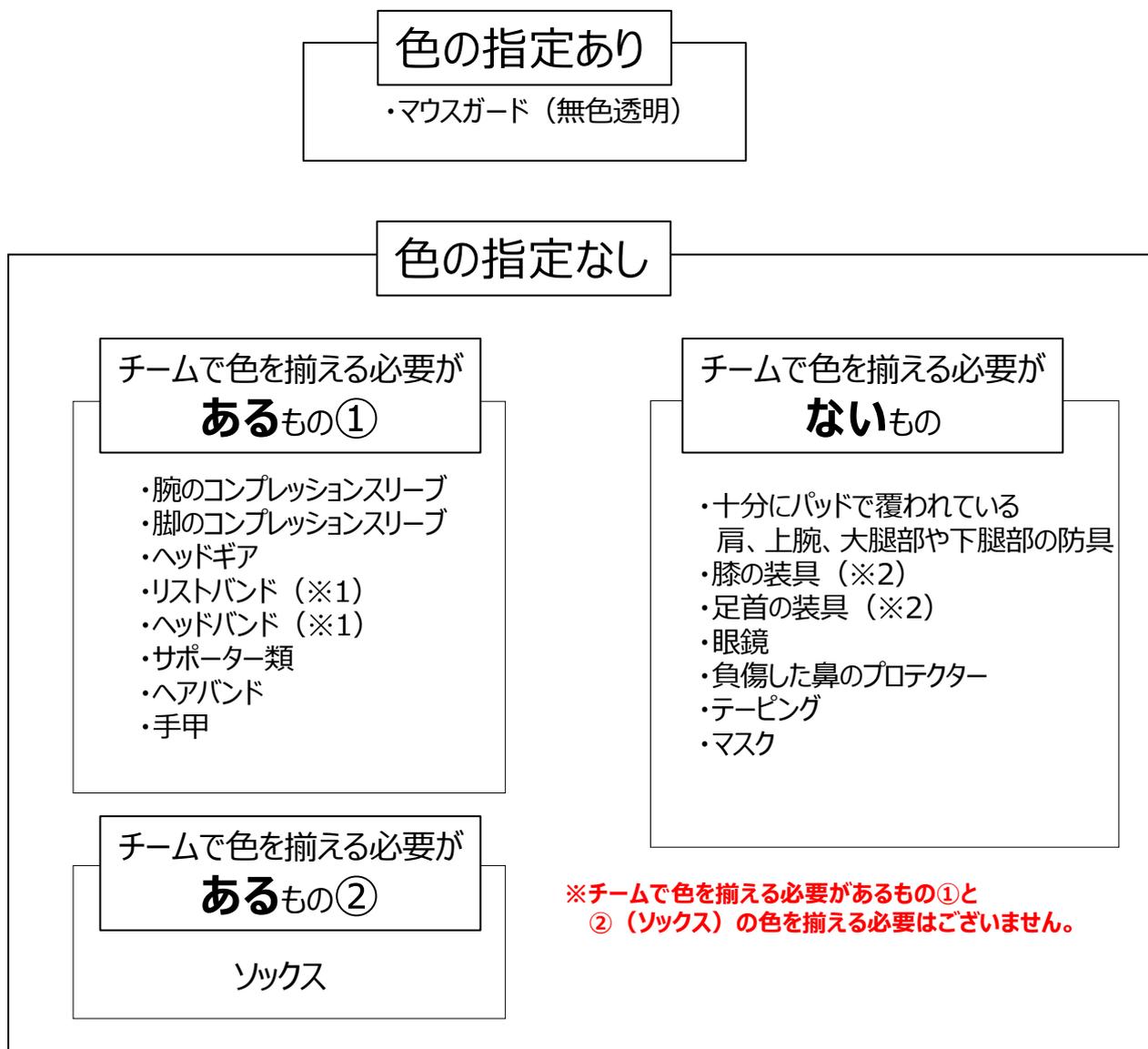
2022年度ver.

東京都高等学校体育連盟
バスケットボール女子専門部

競技委員会
審判委員会

プレーヤーが競技中に身につけられるものは、「2021バスケットボール競技規則 第4条4-4 その他の身につけるもの」に準ずるものとします。出場チームは、以下の項目をお読みいただき、競技中に着用可能なものと、不可なものを事前にしっかり確認してください。

★プレーヤーが競技中に身につけられるもの



（※1） 最大10cmの幅で、繊維素材のもの。

（※2） 装具とは、骨折や術後の治療に必要となる固定や免荷装具のことで、病院で診察を受け、医師の処方のもとに製作し、一時的に使用されるものです。
スポーツショップなどで購入した市販サポーター類は含みません。

★ユニフォームやソックスからはみ出さないものに関しては、色を揃える必要はありません。

★プレー中に接触等でユニフォームの中に着用しているものが見えた場合、それははみ出したということにはならないので、他の身につけるものと色が揃っていないものを着用していても、注意することはありません。

★プレイヤーが競技中に**身につけられる**ものについて(詳細)
 ※このページに掲載のものが全てではありません。

チームで色を揃える必要があるもの

・腕のコンプレッションスリーブ



・指、手および手首のサポーター



・リストバンド

※最大10cmの幅で、繊維素材のもの



・肩のサポーター



・手甲



・ヘッドギア



・肘のサポーター



・足首のサポーター



・脚のコンプレッションスリーブ(パワータイツ)



・大腿部のサポーター



・膝のサポーター

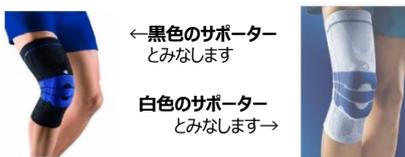


・ヘアバンド



・ヘッドバンド

※最大10cmの幅で、繊維素材のもの



※部分的に色の違う箇所を覆う必要はありません。

★プレーヤーが競技中に**身につけられる**ものについて(詳細)
 ※このページに掲載のものが全てではありません。

チームで色を揃える必要がないもの

・眼鏡



・鼻のプロテクター



・膝の装具



・足首の装具



・テーピング



装具とは、骨折や術後の治療に必要となる固定や免荷装具のことで、病院で診察を受け、医師の処方のもとに製作し、一時的に使用されるものです。

※スポーツショップなどで購入した市販のサポーター類は含みません。

競技中（ウォーミングアップ含む）に使用できないマスクの種類



★換気口にプラスチック製品の部品がある物やマスク自体がプラスチック製品、フェイスマスク様の首まで覆われているもの等は使用できません。

★着用(例)



黒色の腕のコンプレッションスリーブ + 黒色の脚のコンプレッションスリーブ + 赤色のソックス・マスク
 ⇒ソックスとマスクは他の身につけるものと色を統一する必要はないので、赤色を着用しても問題ありません。



青色の膝のサポーター + 青色のヘッドギア + 黒色の足首の装具
 ⇒足首の装具は色を揃える必要はないので、黒色を着用しても問題ありません。



黒色の膝のサポーター + 青色のヘッドギア
 ⇒サポーターとヘッドギアは色を統一する必要があるものですので、どちらかの色に統一していただく必要があります。

★ユニフォームやソックスからはみ出さないものに関しては、色を揃える必要はありません。

★プレー中に接触等でユニフォームの中に着用しているものが見えた場合、それははみ出したということにはならないので、他の身につけるものと色が揃っていないものを着用していても、注意することはありません。

★プレイヤーが競技中に**身につけられない**ものについて(詳細)
 ※このページに掲載のものが全てではありません。

- ・ユニフォームのシャツからはみ出すシャツ状のもの



- ・無色透明以外のマウスピース (メーカーロゴ、番号・名前が入っているものも着用不可)



- ・点滅するライト、反射素材やその他装飾物が付いたシューズ



- ・ヘルメット



- ・スカーフスタイルのヘッドバンド (ハチマキ含む)



- ・商業的、宣伝的、チャリティー目的の名前やマーク、ロゴやその他特定できるもの



- ・ヘアアクセサリや貴金属類



- ・柔らかいパッドで覆われていても、指、手、手首、肘や前腕の防具



- ・固定具や支持具で、皮革、プラスチック、合成樹脂、金属、その他硬い素材でつくられているもの

- ・他のプレイヤーに切り傷やすり傷を与えるようなもの (爪は短く切っておくこと)

2020年11月1日よりソックスの規定の運用が一部変更となっております。

変更内容をご確認いただき、規則違反が無いようにしてください。

〈参考資料〉新ユニフォーム規則 運用変更箇所

第11条2項の別表2

	位置／数	サイズ	その他	例
チーム名	・シャツ前面に1箇所かつ2行以内 ・シャツの背面に1箇所かつ2行以内	・1行の場合、高さは「8cm」以内 ・2行の場合、高さは各行「6cm」以内		
チームロゴ	・シャツの前面に1箇所 ・パンツに1箇所	・1箇所あたり「20cm ² 」以内		
製造メーカーロゴ	・シャツ前面に1箇所 ・パンツに1箇所 ・1組のソックス	・1箇所あたり「20cm ² 」以内 ・半足に対して「50cm ² 」以内(ソックス)	・バスケットシューズを履いた状態で見えるソックスの模様や柄の面積も「50cm ² 」に含めること。(ソックス)	
都道府県・都市・地域名	・シャツ前面(選手番号の上部)に1箇所かつ2行以内 ・シャツ背面(選手番号の上部)に1箇所かつ2行以内	・1行の場合、高さは「8cm」以内 ・2行の場合、高さは各行「6cm」以内		TOKYO、Tokyo、東京、Nerima、NERIMA、練馬など
チームメンバー名	・シャツ背面に1箇所かつ1行のみ	・高さは「6cm」以上「8cm」以内	姓/名またはコートネームなど、表記の種類をチーム内で統一すること	Hasegawa、HASEGAWA、長谷川、Takashi、TAKASHIなど

ユニフォーム規則の第10条第1項のなお書きおよび第11条第2項の規定については、2023年3月31日までは移行期間です。